

ドクターズグループ P&P

ご加入のおすすめ

拠出型企業年金保険＋一時払退職後終身保険

ご意向（ニーズ）確認のお願い

お申込みにあたっては、本パンフレットをご覧ください。保障内容、保険料、積立金（給付額試算表の内容）などが自身のご意向（ニーズ）に沿った内容となっているか、必ずご確認ください。

☆ゆとりある老後生活のために

……「税制適格コース」

⇒ 保険料は個人年金保険料控除の対象

☆豊かな生活設計のために

……「一般コース」

⇒ 保険料は一般生命保険料控除の対象

お申込みにあたって、商品内容や保険に関する基本的な内容（諸制度や手続き等）をご理解いただくために、以下の内容を記載した本パンフレット（「契約概要」、別紙「注意喚起情報」）をお渡ししています。

■契約概要：個別の商品内容のうち、特に重要なことを記載しています。

■注意喚起情報：保険の基本的な内容や制度などのうち、お申込みにあたって特に注意いただきたいことや不利益となることを記載しています。

◆年金の受取りは、次の四種類の中から選択できます。

10年確定年金

10年保証期間付終身年金

15年確定年金

15年保証期間付終身年金

◆終身保険への転換は、50歳～70歳より、一生涯保障されます。（一般コースのみ）

最高保険金額 3000万円

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

金融庁

公的保険ポータル



厚生労働省

公的年金シミュレーター



本パンフレットは大切に保管してください。

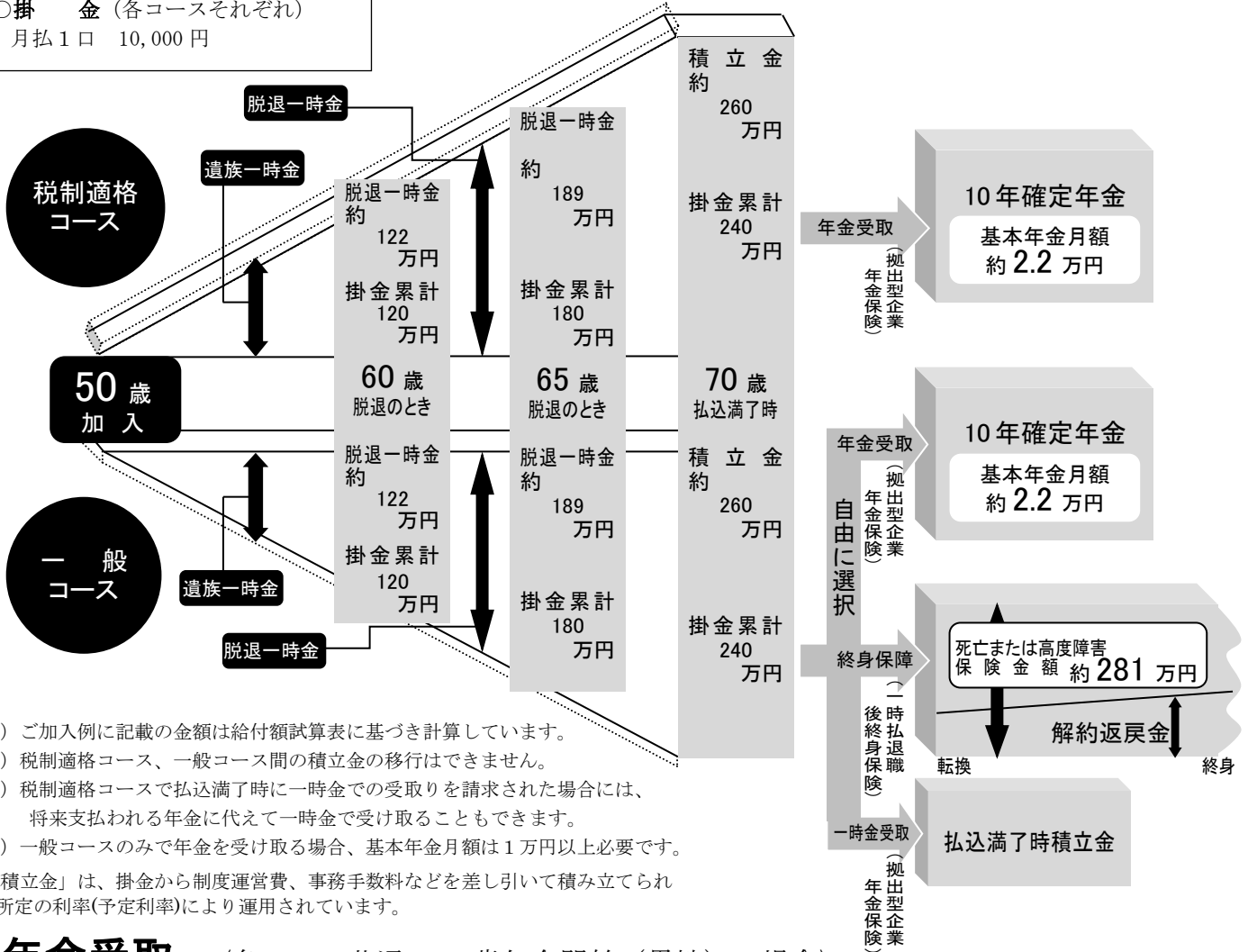
契約概要

しくみとご加入例

ご加入例

- 加入日
令和6年12月1日
- 加入年齢
50歳（男性）
- 掛金（各コースそれぞれ）
月払1口 10,000円

- ◆役員・従業員などの自助努力による財産形成や老後保障資金を準備するために、当会を契約者として運営する団体年金保険商品です。
- ◆在職中に積立てを行い、掛金払込満了後は積立金を原資とした年金または一時金が受け取れます。
- ◆死亡時には積立金に拠出型企業年金保険遺族年金特約による所定の金額を加算した額が一時金として支払われます。



- (注1) ご加入例に記載の金額は給付額試算表に基づき計算しています。
 (注2) 税制適格コース、一般コース間の積立金の移行はできません。
 (注3) 税制適格コースで払込満了時に一時金での受取りを請求された場合には、将来支払われる年金に代えて一時金で受け取ることもできます。
 (注4) 一般コースのみで年金を受け取る場合、基本年金月額が1万円以上必要です。
 ※「積立金」は、掛金から制度運営費、事務手数料などを差し引いて積み立てられ所定の利率(予定利率)により運用されています。

◇年金受取 〈各コース共通・70歳年金開始（男性）の場合〉

年金種類	10年確定年金	15年確定年金	10年保証期間付終身年金	15年保証期間付終身年金
基本年金月額	約22,800円	約15,670円	約15,020円	約13,490円
基本年金受取総額	【80歳まで】約273万円	【85歳まで】約282万円	【80歳まで】約180万円(+終身年金)	【85歳まで】約242万円(+終身年金)

◇終身保障 〈一般コースのみ・70歳転換（男性）の場合〉

死亡または高度障害保険金額	解約返戻金			
	75歳時	80歳時	85歳時	90歳時
約281万円	約264万円	約268万円	約272万円	約275万円

上記、解約返戻金額は、令和6年4月10日現在のものであり、今後変動することがあります。

◇一時金受取 〈一般コースのみ〉

一時金	約260万円
-----	--------

給付額試算表

〈月払掛金 1口 10,000円の場合〉

加入年数	掛金累計額	積立金額 (脱退一時金額)	基本年金月額				死亡または高度障害保険金額	
			10年確定年金	15年確定年金	10年保証期間付終身年金(男性)	15年保証期間付終身年金(男性)	(男性)	(女性)
年	円	約 円	約 円	約 円	約 円	約 円	約 円	約 円
1	120,000	117,280	—	—	—	—	—	—
2	240,000	235,670	2,060	1,420	1,360	1,220	254,900	260,800
3	360,000	355,190	3,110	2,140	2,050	1,840	384,200	393,000
4	480,000	476,030	4,170	2,860	2,750	2,460	514,900	526,700
5	600,000	598,200	5,240	3,600	3,450	3,100	647,100	661,900
6	720,000	721,710	6,320	4,340	4,170	3,740	780,700	798,600
7	840,000	846,580	7,420	5,100	4,890	4,390	915,700	936,800
8	960,000	972,820	8,530	5,860	5,620	5,040	1,052,300	1,076,500
9	1,080,000	1,100,450	9,650	6,630	6,350	5,700	1,190,400	1,217,700
10	1,200,000	1,229,480	10,780	7,400	7,100	6,370	1,330,000	1,360,500
15	1,800,000	1,896,260	16,620	11,420	10,950	9,830	2,051,200	2,098,400
20	2,400,000	2,600,530	22,800	15,670	15,020	13,490	2,813,100	2,877,800
25	3,000,000	3,344,480	29,320	20,150	19,320	17,350	3,617,900	3,701,100
30	3,600,000	4,130,930	36,220	24,890	23,870	21,430	4,468,600	4,571,400

〈一時払掛金 10口 100,000円の場合〉

1	100,000	98,700	—	—	—	—	—	—
2	100,000	99,500	870	590	570	510	107,600	110,100
3	100,000	100,500	880	600	580	520	108,700	111,200
4	100,000	101,400	880	610	580	520	109,600	112,200
5	100,000	102,400	890	610	590	530	110,700	113,300
6	100,000	103,500	900	620	590	530	111,900	114,500
7	100,000	104,500	910	620	600	540	113,000	115,600
8	100,000	105,600	920	630	610	540	114,200	116,800
9	100,000	106,700	930	640	610	550	115,400	118,000
10	100,000	107,800	940	640	620	550	116,600	119,200
15	100,000	113,600	990	680	650	580	122,800	125,700
20	100,000	119,800	1,050	720	690	620	129,500	132,500
25	100,000	126,400	1,100	760	730	650	136,700	139,800
30	100,000	133,400	1,160	800	770	690	144,300	147,600

(注) 終身年金は70歳開始男性の場合、死亡または高度障害保険金額は70歳時転換の場合です。

終身年金額および死亡または高度障害保険金額は男女別・開始年齢により異なります。

■将来支払われる給付額は現時点では確定しておらず、今後の加入規模の変化・入金状況・予定利率の変更等により変動(増減)します。

上記の給付額は、以下の前提が今後も一定と仮定した場合の目安です。

1. 契約が次の総加入口数を常に維持していること。 月払：2,100口／一時払：初年度のみ1口
2. 加入者全員の掛金が払込期月の1日までに入金されていること。
3. 予定利率は令和6年4月現在の各引受保険会社の予定利率と引受割合から算出したものであること。
4. 配当金の加算がないこと。

■積立金を年金に換算する率(年金現価率)は、住友生命(事務幹事会社)のものを使用しております。

■一時払退職後終身保険へ転換後の死亡または高度障害保険金額は、転換時の積立金額および保険料率を基準にして計算しますので今後変動(増減)することがあります。

■一時払退職後終身保険に関する年齢は、満年齢で記載しています。

■12月1日に加入した場合を前提として計算しております。

給付の種類と内容

給付の種類	お取扱い内容
15年(10年)確定年金	<ul style="list-style-type: none"> ●所定の年金受取期間中(15年または10年)はご加入者の生死にかかわらず、年金が支払われます。 ●年金開始後に一時金のご請求をされた場合、残りの受取期間に対応する年金現価相当額が支払われます。
15年(10年)保証期間付終身年金	<ul style="list-style-type: none"> ●所定の保証期間中(15年または10年)はご加入者の生死にかかわらず年金が支払われますが、保証期間経過後はご加入者の生存している限り年金が支払われます。 ●年金開始後に一時金のご請求をされた場合、残りの保証期間に対応する年金現価相当額が支払われます。なお、保証期間経過後ご加入者自身が生存されている場合には年金のお支払いが再開されます。ただし、年金再開後の一時金受取りはできません。
脱退一時金	<ul style="list-style-type: none"> ●掛金払込期間中に脱退された場合、その時点の積立金(脱退一時金)がご加入者に支払われます。
遺族一時金	<ul style="list-style-type: none"> ●掛金払込期間中に死亡された場合、死亡時点の積立金に月払1口あたり1万円を加算した金額の遺族一時金をご加入者の遺族に支払われます。 ●受取人は労働基準法施行規則に基づくご加入者の遺族とします。
終身保険 (一時払退職後終身保険)	<ul style="list-style-type: none"> ●払込満了時の積立金を一時払保険料として払い込み、終身保険に加入(転換)します。(ただし、払込期間満了時の金利情勢等によっては転換できないことがあります。) ●終身にわたり、被保険者の死亡または高度障害に対して保険金が支払われるしくみの個人保険です。 ●一時払退職後終身保険に転換後死亡された場合に死亡保険金が支払われます。〈★2〉 ●一時払退職後終身保険への転換後の傷害または疾病によって保険期間中に所定の高度障害状態(★1)になられた場合に高度障害保険金が支払われます。〈★2〉 ●解約された場合は解約返戻金が支払われます。
受取人	<ul style="list-style-type: none"> ●年金および脱退一時金の受取人はご加入者本人です。

※年金受取期間中に死亡された場合は、残りの期間引き続き遺族に年金が支払われます。

税務のお取扱い

・記載の内容は令和5年11月現在の税制に基づいています。今後、税制の変更に伴い、税務の取扱いが変わることがあります。個別の税務取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

項目	お取扱い内容
保険料(注1)	<ul style="list-style-type: none"> ●ご加入者が負担された保険料(注1)は、税制適格コースの場合、「個人年金保険料控除」の対象に、一般コースの場合、「一般生命保険料控除」の対象になります。 (注1) 掛金から制度運営費を差し引いた額を保険料といたします。 ●法人が負担された保険料は、ご加入者の上乗せ給与として損金算入できます。(注2) ●法人負担分の保険料は、ご加入者の給与所得として課税対象となります。(注2) (注2) 法人負担分の保険料が一人あたり月額300円以下の場合には取扱いが異なることがありますので、所轄の税務署宛ご確認ください。
脱退一時金 払込満了時の一時金 解約返戻金	<ul style="list-style-type: none"> ●一時所得となり、50万円の特別控除が適用されます。 課税対象額 = (脱退一時金額 - 既払込保険料(注1)総額 - 50万円) × 1/2
遺族一時金 死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●相続税の課税対象となりますが、受取人が法定相続人の場合、「500万円×法定相続人数」までは、非課税になります。
高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が受け取られる場合、非課税です。
年金	<ul style="list-style-type: none"> ●雑所得として課税対象となります。 課税対象額 = {年金年額(基本年金 + 買増年金)} <li style="text-align: center;">- {年金年額(基本年金) × $\frac{\text{既払込保険料(注1)総額}}{\text{年金受取総額(または見込額)}}$}
一時払退職後終身保険 転換時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ●一時払退職後終身保険へ転換時の積立金は、一旦一時所得として課税されます。 ●一時払退職後終身保険の一時払保険料は、一般生命保険料控除の対象になります。

生命保険料控除に関する税制改正について

平成24年1月1日以降の新契約から、一般生命保険料控除・個人年金保険料控除の適用限度額が変更になりました。当制度は、平成23年12月31日以前に発足しておりますので適用限度額は従来どおり変更ありません。(平成24年1月1日以降に新規加入・増口された部分も同様の取扱いとなります。)他にご加入の保険契約がある場合、内容によっては取扱いが異なりますので個別の税務の取扱い等は所轄の税務署等にご確認ください。

制度の内容および取扱い

加入コース	一般コース	税制適格コース
加入対象者	中部医師協同組合連合会の各地区医師会協同組合員およびその組合事業所の従業員で、加入日現在15歳以上かつ払込満了年齢までの期間が次の年数以上ある方（ただし、長期休職等の場合を除く）。 上記加入対象者ではない方は加入できません。	
払込満了年齢	2年	10年
掛金（ご加入者負担）	<ul style="list-style-type: none"> ・月払 1口 10,000円（保険料9,900円・制度運営費100円）最低加入口数1口 最高加入口数上限なし。 ・一時払 1口 10,000円（保険料9,950円・制度運営費50円）最低加入口数1口 最高加入口数上限なし。 掛金から当会にて必要な「制度運営費」を控除した額を「保険料」として生命保険会社に払い込みます。 一時払は各コースの月払に加入された方のみお取り扱いします。	
加入日（増口日）	次のとおりとします。 ・月払 年4回 3、6、9、12月1日。 ・一時払 加入時および年2回 6、12月1日。 なお、増口の場合も払込満了年齢までの期間が2年以上あることが必要です。	
配当金	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度の配当金はそれぞれの支払時期の前年度決算により決定します。決算実績によっては支払われない年度もあります。掛金払込期間中の配当金は積立金に加算され、年金受給開始後は年金に加算されます。年度途中で脱退された場合はその年度分の配当金はありません。（また、一般コースで終身保険を選択された場合は、積立配当金として積立てられます。） 	
積立金の払出し	<ul style="list-style-type: none"> ・下記①～⑥の事由のいずれかに該当する場合、加入者の申し出により掛金の払込みを継続したまま、口数を指定して、積立金の全部または一部を払い出すことができます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・お取り扱いできません。
掛金払込の中断・減口	<ul style="list-style-type: none"> ・下記①～⑦の事由のいずれかに該当する場合、掛金の中断、または加入口数を減らす（減口）ことができます。減口の場合は減口数分に相当する積立金は払い出しされず、そのまま積立てられます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・【中断】お取り扱いできません。ただし、10年以上掛金の払込を継続していれば、取り扱いできます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・【中断】お取り扱いできます。月払を中断すると、他の払込方法についても払込みできなくなります。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・【減口】お取り扱いできます。両コースに加入の場合は、一般コースから先に減口されます。各コースとも月払1口以上の継続が必要です。 	
一時金	<ul style="list-style-type: none"> ・「給付の種類と内容」欄をご参照願います。 	
年金種類	（払込満了年齢到達時） <ul style="list-style-type: none"> ・次の4種類の中から、払込満了時に一つ選択していただきます。 [確定年金] 15年確定年金 [終身年金] 15年保証期間付終身年金 10年確定年金 10年保証期間付終身年金 ・両コース加入の方で、両コースとも年金受取りを希望される場合は、同一の年金種類を選択していただきます。 	
中途脱退時の年金受取り	<ul style="list-style-type: none"> ・ご加入者が払込期間中に脱退される場合でも、脱退時年齢が50歳以上でかつ掛金払込期間が次の年数以上ある場合は、年金受取りができます。 一般コース………2年以上 税制適格コース………10年以上 ・税制適格コースで、中途脱退時の年齢が60歳未満の場合は、終身年金のみのお取扱いとなります。 ・両コースにご加入の方は、それぞれのコースについて、年金受給権を判定します。 	
最低基本年金月額	<ul style="list-style-type: none"> ・一般コースのみで年金を受け取る場合、基本年金月額は1万円以上必要です。 	
年金開始日の繰延べ	<ul style="list-style-type: none"> ・年金開始日前に受取人のお申し出に応じて、年金開始日を最長10年かつ満75歳を限度として年単位で繰り延べることができます。 ・なお、繰延期間中は掛金の払込みは中止されたものとして取り扱い、増口または減口のお取扱いはしません。 	
年金支払回数	<ul style="list-style-type: none"> ・年4回（3月、6月、9月、12月の各1日）、3ヶ月分ずつ支払われます。 	
終身保険	<ul style="list-style-type: none"> ・最高保険金額3000万円、最低保険金額100万円とします。なお、転換時の積立金が保険金額3000万円の一時払保険料を超える場合は、その超える部分は他の給付（年金、一時金）で支払われます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・お取り扱いできません。
終身保険へ転換時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・払込満了年齢到達時（満70歳）、最高3000万円の終身保険へ転換できます。 ・一時払退職後終身保険は当会を経由してご加入者が直接ご契約していただきます。その際、住友生命から保険金額等を記載した「保険証券」が送付されます。一時払退職後終身保険へ転換後は個人保険となり、以後は当会を経由せず住友生命が事務を直接取り扱う契約になります。 ・中途脱退時の直前2年以上継続加入されていた方は払込満了年齢到達前に脱退された場合でも50歳以上で、かつ保険金額が100万円以上であれば、一時払退職後終身保険に転換できます。ただし、告知または健康診査の結果による健康状態、中途脱退時の金利情勢等によっては転換できない場合があります。 ・責任開始日は払込満了年齢到達日前日の属する月、または脱退月の翌月1日とします。なお、転換時に告知または健康診査をしていただく場合は、これと異なる場合があります。 ・一時払退職後終身保険の加入申込みの手続きは当会宛お申出ください。 ・転換の手続きにあたっては、転換時にお渡する「ご契約のしおり 定款・約款」、「一時払退職後終身保険 契約概要・注意喚起情報」をお受取りのうえ必ずお読みください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・お取り扱いできません。
掛金の内訳変更	<ul style="list-style-type: none"> ・両コース間で、掛金の口数を変えないで、内訳の変更を取り扱います。 ・掛金の内訳変更をされても、両コース間での積立金の移行はできません。 	
積立金の払出事由（①～⑥） 掛金払込の中断・減口事由（①～⑦）	①災害 ②疾病・障害（親族の疾病、障害、死亡を含む） ③住宅の取得 ④教育（親族の教育を含む） ⑤結婚（親族の結婚を含む） ⑥債務の弁済 ⑦その他、掛金の拠出に支障がある場合	
制度発足日	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和55年12月1日 	

〈★1〉高度障害の状態とは、次のいずれかの場合をいいます。

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの。
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの。
3. 両上肢とも、手関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの。
4. 両下肢とも、足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの。
5. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの。
6. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの。
7. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの。

〈★2〉次の場合には、死亡保険金または高度障害保険金は支払われません。

1. 一時払退職後終身保険へ転換後1年以内に自殺したとき。
ただし、心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったときにはお支払いする場合があります。
2. 死亡保険金受取人の故意によるとき。
3. 被保険者の故意により高度障害状態となったとき。
4. 戦争その他の変乱によるとき。
5. 一時払退職後終身保険に転換の際、被保険者が故意または重大な過失により事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたとき。



年金や一時金などが支払われない場合がありますので、必ずご確認ください。

詳細

注意喚起情報「④年金・一時金などが支払われない場合について」

ご加入の手続き

- 申込手続き ●所定の申込書に氏名・生年月日・加入口数等記入のうえ、お申し込みください。
- 掛金の払込み ●初回掛金より、各人の預金口座から自動振替により引落とし、連合会口座へ払い込みます。

申込日・加入日・振替日の取扱い

申込締切日	加入日	掛金の振替日
10月・1月・4月・7月の各月10日	翌々月の1日	各所属の組合へお問い合わせください

引受保険会社について

下記の引受保険会社は、各加入者の加入金額のうち、それぞれの引受割合の責任を負います。

【引受保険会社名（引受割合）令和6年4月9日現在】

住友生命保険相互会社（90.9%）[事務幹事会社] 日本生命保険相互会社（0.2%）
第一生命保険株式会社（8.8%） 明治安田生命保険相互会社（0.1%）

※引受保険会社と引受割合は、今後変更することがあります。

※配当実績等により、給付金支払の引受割合とは異なる場合があります。

※一時払退職後終身保険は中部医師協同組合連合会が住友生命と締結した一時払退職後終身保険事務取扱協定に基づき運営されます。

中部医師協同組合連合会

*岐阜県医師会協同組合	TEL.058-274-1116
*愛知県医師会協同組合連合会	
*豊橋市医師会協同組合	TEL.0532-47-1028
*西三河医師会協同組合	TEL.0564-54-0020
*名古屋市医師会協同組合	TEL.052-937-7832
*富山県医師協同組合	TEL.076-429-7185
*福井県医師協同組合	TEL.0776-24-0367
*静岡県医師協同組合	TEL.054-246-0001
*石川県医師協同組合	TEL.076-239-4144

個人情報の取扱いについて

当該保険の運営にあたっては、当会（契約者）は、加入対象者（被保険者）の個人情報（氏名、性別、生年月日等）を当会が保険契約を締結する生命保険会社へ提供します。この保険に基づいて当会が入手する個人情報については、この保険の事務手続き以外には使用いたしません。また、生命保険会社（事務幹事会社）は、受領した個人情報を保険契約の引受け・継続・維持管理、年金・一時金等の支払い、各種商品・サービスの提供（関連会社・提携会社を含む）、その他この保険契約に関連・付随する業務に利用し、当会、他の引受保険会社に上記目的の範囲内で提供します。また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、それぞれ上記に準じ個人情報を取り扱います。

注意喚起情報

① 申込み時 クーリング・オフ制度（加入申込の撤回）について

クーリング・オフ制度の対象ではありません。クーリング・オフ制度は個人を契約者とする場合に対象となります。この商品は当会（法人）を契約者とする保険契約であるため、対象ではありません。

② 申込み時 責任開始期について

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社が加入を承諾した場合、あらかじめ定められた「(追加) 加入日」から契約上の保障を開始（責任開始）します。引受保険会社の職員および契約者である当会の職員などには保険への加入を承諾し、責任を開始させる権限はありません。

③ 申込み時 予定利率の変更について

引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動等が生じた場合に、**保険料や積立金などの計算基礎（予定利率）を将来変更することがあります。**

④ 請求時 年金・一時金などが支払われない場合について

次のような場合、年金や一時金などが支払われないことがあります。

- ◆遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、当該受取人には遺族一時金が支払われません。同様に年金受給者を死亡させた場合も、未支払の年金原資は支払われません。いずれの場合も、他の相続人に支払われます。
- ◆契約者が保険契約を締結する際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺の行為があった場合は、この保険契約の全部またはその加入者の部分が取消しとなることがあり、すでに払い込まれた保険料は返金されません。
- ◆受取人や継続受取人が年金や一時金の請求について詐欺を行ったとき（未遂を含みます）や契約者、加入者または受取人や継続受取人が、暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められるときなど、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部またはその加入者の部分が解除となることがあります。この場合、所定の金額が返金されます。
- ◆契約者が保険契約を締結する際または加入者がこの保険契約への加入または増口（保険料の増額）の際に提出される書類に、故意または重大な過失により重大な事実について不実の記載がある場合には、拋出型企業年金保険遺族年金特約保険金を加算できない場合があります。
- ◆契約者が保険契約を締結する際または加入者がこの保険契約に加入する際に、年金や一時金を不法に取得する目的または他人に年金や一時金を不法に取得させる目的があった場合には、この保険契約の全部またはその加入者の部分は無効となり、すでに払い込まれた保険料は返金されません。

⑤ 請求時 脱退・払出し時の一時金について

掛金をそのまま積み立てるのではなく、一部は制度運営費、事務手数料および拋出型企業年金保険遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、脱退・払出し時の一時金額が**払い込まれた掛金の合計額を下回る場合があります。**



⑥ 諸制度 年金・一時金などをもらえなく請求していただくために

- ◆加入者からの請求に応じて、年金・一時金などが支払われますので、年金・一時金などの支払事由が生じた場合だけでなく、支払われる可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、当会担当者または下記フリーダイヤルにお問い合わせください。
- ◆年金・一時金などの支払事由が生じた場合、加入されているご契約内容によっては、複数の保険金などの支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、当会担当者または下記フリーダイヤルにお問い合わせください。
- ◆年金・一時金などの円滑な請求のためにも、加入者から受取人に、事前にご契約内容についてのご説明をお願いします。

⑦ 諸制度 生命保険会社が経営破綻した場合などの取扱いについて

- ◆生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、**年金額・一時金額などが削減されることがあります。**
- ◆引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも年金額・一時金額などが削減されることがあります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」にお問い合わせください。

<生命保険契約者保護機構>

- 電話番号：03-3286-2820
- 受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
- ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>


⑧ 諸制度 生命保険協会の「生命保険相談所」について

- ◆この商品に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人 生命保険協会です。
- ◆一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）
- ◆なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っています。

⑨ 諸制度 契約に関する相談・照会・苦情窓口について

この制度（拠出型企業年金保険）の手続きや加入に関する相談・照会・苦情につきましては、下記にお問い合わせください。

スミセイフリーダイヤル
(年金サービス室)

 **0120-307990**

【受付時間】

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
(祝日・12月31日～1月3日を除く)

お問合わせの際には下記証券番号・契約者名をお伝えください。

- 証券番号：266028109
- 契約者名：中部医師協同組合連合会